

日永浄化センター第3系統
汚泥スクリーン設備設置工事

特記仕様書

令和3年度

四日市市上下水道局

第1章 総則

第1節 共通事項

1. 本工事は、本特記仕様書等に基づき受注者の責任施工とし、現場を実測のうえ、工事に必要な承諾図を提出し、発注者の承諾を得た後、工事施行に着手するものとする。また、特許権や実用新案権等の知的財産権を十分理解し、関係法令を順守するとともに、それらの権利使用等に関しては事前の調査を行い、受注者の責任において対応すること。

2. 施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書等に準ずることとする。仕様書等の優先順位は下記のとおりとする。

- (1) 打合せ等により決定した事項
- (2) 特記仕様書
- (3) 日本下水道事業団発行図書
- (4) その他規格・基準

また、規格、基準及び指定図書等については、別に指定されたもの又は発注者の指示によるもの以外は、発注時において最新のものを適用する。

3. 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

4. 受注者は、機器等の設計・製作において、その設計内容を十分理解した上で機器製作計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。機器製作計画書は工場製作期間の施工計画書であるため、現場作業期間の施工計画書とは別に作成すること。ただし、製作期間が短い等の場合は、監督員との協議により、現場作業期間の施工計画書に含むことができるものとする。

5. 受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5百万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。

受注時は、契約後10日以内とする。

完成時は、工事完成後10日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内とする。

6. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。

7. 隣接工事または関連工事がある場合は、その工事の受注者等と相互に協力し、施工すること。

8. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は発注者の指示に従うものとする。

9. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。

10. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。

11. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。

12. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。

13. 工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者へ報告のうえ実施しなければならない。

14. 受注者は、工事請負代金額 5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書（他の退職金制度に加入していることの証明ができるものを添付）を提出し発注者の了解をもって共済証紙の購入を不要とすることができる。

15. 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）等に必要に応じて付さなければならない。工事着手時から工期末に 14 日以上加えた期間とする。

16. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。

17. 受注者は、施設敷地内へ現場事務所等を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。

18. 現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者は腕章等を着用し、他者からも容易に区別できるようにすること。

第2節 特記事項

1. 受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、受注者の承諾を得るものとする。

- ・既存機器の状況を把握すること。
- ・引き渡し後に受注者の故意又は重大な過失により瑕疵が発生した場合は、受注者は自らの負担で対応しなければならない。

2. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。

3. 本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。

4. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等にかかれた数値が相違する場合、受注者は監督員に確認し、指示を受けなければならない。
5. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないように必要に応じ措置を施すこと。
6. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第3節 システム設計

受注者は、受注者の責任でシステム設計を行わなければならない。

システム設計とは、発注図書（仕様書、図面等）に基づく確認・検討・打合せ・調整等（各種容量等に関する確認、既設設備の確認等を含む。）及び関連する他工事（土木・建築・他設備等）との取合い確認を経て、施設に合った最適な機器・材料を選択し、システムとしての組合せを行い、最終的には据え付けるまでに係る技術的な検討を行うことをいう。（フローシート、機器配置図、機器基礎図、配管図等の作成を含む。）なお、このシステム設計には、耐震設計のための主要機器用の基礎又は鋼製機器架台、トラス構造等の鋼製架台類の強度計算を含むものとする。

受注者が据付けたシステムにおいて、承諾図書で推定困難な不都合箇所（性能・各種機能・構造等）が生じた場合は、その原因を明確にし、システムの全部又は一部を受注者の責任において変更又は改修するものとする。

第4節 機器等の調達

工事に必要な一切の目的物及び仮設物については、契約図書において発注者が斡旋または支給するものとの定めがない限り、契約図書等に定める仕様に基づき受注者の責任において製作または調達しなければならない。

設置する機器、部品、材料は契約図書等に定める品質及び性能を有する新品とする。

受注者の機器等調達先は、受注者自社・受注者以外の他社のいずれでもよいものとする。

ただし、海外製品を使用する場合（機器の構成部品を含む）については以下の通りとし、国内での改修、修理が可能でない場合等は、その機種（機器の構成部品を含む）を選定してはならない。

- (1) 国内の機器製作者が導入した海外製品は、原則として国内のサービス体制で、改修、修理が可能であり、大規模災害時においても、アフターサービス体制が整備され、整備及び修理に必要な部品が国内に保管され供給可能であること。
- (2) 海外資本の場合は、日本法人を設立し、国内にアフターサービス体制が整備され、整備及び修理に必要な部品が国内に保管され供給可能であること。

受注者の調達する機器に対し主要機器材料製作者通知書（工事必携を参考とする）を作成しなければならない。発注者が指示した場合は、機器の仕様書等への適合を確認できる資料を添付資料として、速やかに提出すること。主要機器材料製作者通知書の機器製作者（会社）の定義は以下のとおりとする。

工程	機器設計	機器製作	機器検査
実施部門	機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)	機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)
実施場所	機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社)

注1 機器製作者とは、機器の設計を担う設計部門と当該設計に基づき製作された機器の品質保証を担う品質管理部門を一体とした製品保証（性能・製造物責任・アフターサービス等）ができる機器銘板に記載されている会社であり、加工・組立等の機器製作のみを行う製作会社ではない。

注2 協力工場とは、機器製作者が品質管理に係る条項を含む取引基本契約書等を締結している会社で、恒常的に製作を行わせている工場をいう。

注3 OEMは、技術提供社（当該機器の設計・製造の技術を有する者。）が、機器を提供技術を利用する者（技術利用社）が自社製品として販売・製造等することを許諾するもの。

第5節 提出書類

1. 承諾図書 2部

機器製作計画書及び主要機器材料製作者通知書は契約後60日以内に提出すること。特に本工事が複数年度に亘る債務負担工事であり出来高支払を予定している場合、迅速に提出を行い各年度の製作機器を明らかにし出来高予定額を満足させるよう努めること。

2. 工事写真 2部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出すること。

3. 工事打合せ簿 1部

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。

4. 完成図書

(1) 内容

一般図（全体平面図）

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図

検査試験成績書

取扱説明書（保全に関する資料を含む）

設計計算書

官公署等への届出（写し）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

受注者名（商号または名称のみとする）

（2）作成要領

A 4 判製本（折込） 2部 黒厚表紙（金文字）

A 4 判製本（縮小版） 2部 観音開き製本

電子ファイル（CD 等） 2部 厚さ 10mm 程度のケースで提出

（A 4 判製本・電子ファイルの内容については本局の指示による。また、部数については打合せにより決定したものを最優先とする。）

ただし、完成検査時は、A 4 判製本（折込）の黒厚表紙（金文字）はパイプ式ファイル等で作成し、認定後にすみやかに提出としてもよい。また、同様にA 4 判製本（縮小版）及び電子ファイル（CD 等）についても、認定後にすみやかに提出としてもよい。

A 4 判製本（縮小版）については、現場にて使用する目的のため製作するため、A 4 判製本（折込）から取扱説明書等を削除し製作すること。

（3）発注者の使用

完成図書は、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む場合があるほか、完成図書が著作物にあたる場合、その著作者は著作権及び著作者人格権を有している。この点、完成図書に関する著作者人格権を移転することはできないが、著作権や物としての所有権は発注者に移転できるものとする。

また、企業の統廃合により、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む技術が継承される場合も同様な扱いとする。

（4）第三者への開示

発注者は、受注者の許諾がない限り完成図書を第三者に開示してはならない。

ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。

- 1) 再構築、更新及び改修並びに補修において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で、かつ、継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を当該の再構築、補修等の受注者が使用する場合。
- 2) 点検及び軽微な補修等において必要となる図書等を当該業務の受託者が使用する場合。

3) 再構築、更新等の計画、設計等において必要となる図書等を当該業務の受託者が使用する場合。

(5) 完成図書への表示等

受注者が作成する完成図書等は、発注者と協議のうえ、前項の旨を表示する。

また、完成図書は、容量計算書や組立図等技術情報やノウハウ等の企業秘密を含む部分と配置図や施工図など一般的な内容とに区別し、分冊で製本してもよい。電子ファイルにおいても同様の扱いとする。

5. 設計図書

設計図と特記仕様書をA4判製本（縮小版）とし、1部提出すること。

第6節 社内検査及び工場検査等

1. 社内検査

受注者は、調達する機器について、機器製作者自社（OEMの場合、提携先会社）による社内検査を受注者の責任のもとに実施しなければならない。ただし、汎用品については、発注者との協議により省略できるものとする。

2. 工場検査

工場検査は、工場製作完了時点で実施する。なお、工場検査の際は社内検査員又は現場代理人等が立ち会うものとし、検査内容は次のとおりとする。

(1) 工場検査試験成績表に基づく仕様・性能等の確認

(2) 写真等に基づく数量等の確認

(3) 図面、社内検査試験成績表等の補完資料に基づく上記仕様・性能・数量等の確認

受注者は、工場検査終了後工場検査報告書に工場検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査試験成績表、工事打合せ簿及び検査記録写真等を添付して速やかに提出するものとする。

3. 工場立会検査

発注者が特に必要と認める機器類については、製作が完了したとき製作工場にて監督員立ち会いによる工場立会検査を実施しなければならない。

工場立会検査項目は、原則として工場検査における工場検査試験成績表に対応する検査を実施するものとする。

工場立会検査を実施した機器については、工場立会検査試験成績表をもって、工場検査に替える。

受注者は、工場立会検査受験に先立って工場立会検査申請書を提出し、試験設備概要、試験又は検査実施要領及び社内試験成績表等を付して承諾を受けること。工場立会検査申請書提出時点で社内検査が終了していないが、受験当日までに社内検査が終了する機器については、社内検査終了後社内試験成績表を速やかに提出するものとする。社内検査の終了していないものは、原則として工場立会検査は実施できない。

工場立会検査の際は社内検査員又は現場代理人等が立ち会うものとする。

受注者は、工場立会検査終了後工場立会検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その

他検査試験成績表、工事打合せ簿、検査記録写真及び手直し指示事項等を添付して速やかに提出するものとする。

4. 機器の保管

工場検査終了後、現場への搬入保管が困難なものは、受注者の責任のもと保管すること。

第7節 試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験等を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、本局が承諾したものは、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水、薬品等は、事前連絡のうえ、本局が承諾した場合、本市設備からの供給としてもよい。

第8節 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第9節 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第10節 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第11節 環境配慮事項

1. 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
2. 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
3. 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
4. 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
5. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。産業廃棄物の処理においては、優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者での処理及び電子マニフェストの使用に努めること。
6. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
7. コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
8. 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。
9. 地方税法及び四日市市税条例の規定により、工事現場などで使用される小型特殊自動車は公道走行の有無とは無関係に軽自動車税（種別割）の申告が必要である。したがって、工事で使用する小型特殊自動車はナンバープレートを取り付けた車両を使用すること。尚、小型特殊自動車は道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1に規定されている車両とする。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む）個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

〔別紙〕 個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該

工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

- 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
 - (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
 - (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の 破 碎
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなけ

ればならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

- 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

- 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

- 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

- 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第2章 概要

第1節 工事概要

1. 工事目的

本工事は、日永浄化センターの第3系統に汚泥スクリーン設備を設置するものである。

2. 工事概要

日永浄化センターは、極めて高い公共性を有しているため、既存設備を十分に把握し、施設全体の機能が十分発揮させるようにするとともに、本工事で設置されるものは長時間の連続運転に耐え、信頼性の高いものであること。また、維持管理に支障がないように十分な機能を有し、保守点検が容易であるよう目的に適した優秀な施工を行うこと。なお、工事目的を果たすために必要な軽微な工事は、本工事に含むものとする。

第2節 共通事項

1. 一般事項

(1) 本工事において準拠する基準

- ・契約書

- ・特記仕様書

- ・日本下水道事業団

 - 電気設備工事一般仕様書・同標準図

 - 電気設備工事特記仕様書

 - 電気設備工事必携

 - 機械設備工事一般仕様書

 - 機械設備標準仕様書

 - 機械設備特記仕様書

 - 機械設備工事必携

 - 建築工事一般仕様書

 - 建築機械設備工事一般仕様書

 - 建築電気設備工事一般仕様書・同標準図

 - 下水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部

 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

 - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

 - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

- ・電気設備技術基準
- ・内線規程
- ・日本産業規格（JIS）
- ・電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・日本電機工業会標準規格（JEM）
- ・本工事に関連する日本下水道事業団図書、国土交通省大臣官房官庁営繕部図書、技術基準、規格

以上を相互に補完すること。相互に補完しがたい場合は、監督員に質問し、指示された基準に準拠すること。

（2）設計図書類の取扱い

設計図書類は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。受注者は、適切なサイズや容量の機器や材料で施工を行わなければならない。示された情報をもとに、責任をもって設計計算、生産設計、製作、施工を行い、工期内に工事を完成させること。

（3）工事に付帯する作業・材料

本工事を完成させるために本工事に付帯して当然必要な軽微な工事・作業・機器・材料などは、設計図書に記載がない場合でも本工事に含む。

機器設置場所確保、配管配線経路確保に必要な既設物の撤去、再取り付け、加工、移設等は本工事に含む。

工事用の電力、上下水、通信等は、受注者の負担とする。

（4）安全管理

労働安全衛生法及びその他の関係法令に準拠し安全第一に努め、工事関係者及び第三者等への危険防止、安全対策を講ずるとともに交通の妨げとなる行為及び公衆に迷惑となる行為を行わないこと。

本工事の施工場所周辺の公道及び私道は狭隘なため、工事施工に伴い大型車両等を使用する場合は、事前に十分な下見を行い、適切な搬入計画を作成し、最低限の台数に抑え、車両、人の通行の支障をきたすことなく安全確保を図ること。また、車両規制がある場合は遵守すること。

作業範囲は、柵で区画するなどの措置を行い、転落、災害、事故の発生がないこと。

騒音、振動等を伴う作業は、周辺住民及び企業の理解を得たうえで行うこと。なお、周辺環境対策は受注者の責任において実施するものとする。

(5) 既設施設の理解

完成図書や現場調査等により既設施設の設計思想や現場、現物、現実を十分理解した上で施工を行うこと。また、既設の配管及び配線経路も把握すること。

(6) 維持管理の配慮

完成後は、本市が維持管理を行うため、耐久性に優れ、保守点検が容易なように施工すること。

(7) 提出書類

提出する書類の種別・内容・書式などは、当局様式、施設課様式等を用い、詳細は監督員との打合せを決定事項とすること。提出書類は、いつ誰がみても同じ解釈ができ、発注者が容易に確認できるよう、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。指摘があった場合はすみやかに訂正し提出すること。また、パイプ式ファイルに綴じること。綴じの際は、背表紙、仕切りを用いて分類し整理すること。

(8) 官公署、電気、ガス、水道、電話、通信事業者への届出手続き等

工事の各段階に必要な官公署、電気、ガス、電話事業者への届出の種別・手続・時期などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。また、発注者が申請者となるものについても、その種別、手続、時期、実施内容などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。なお、届出書類や資料の作成、手数料や工事等の費用負担は、受注者が行い、提出まで行うこと。検査や打ち合わせを求められた場合は、出席すること。

(9) 施工計画書

施工計画書は工事内容に応じて、総合施工計画書、工種別施工計画書、施工要領書に分類し提出することができ、事前に監督員と打合せを行い決定すること。

施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく発注者への対応などについて、本工事の固有の条件に適応した具体的な方策を定めたものとし、十分検討したうえで作成し、提出すること。

施工計画書について、設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるとあきらかに認められる場合には、監督員に報告すること。

施工要領書は、受注者が機器・材料製造者、専門工事業者などと打合せのうえ、施工計画書記載の各項目を実行するための詳細要領を定めたもので、必要に応じて提出すること。

(10) 計画工程表

工事着手前に計画工程表を作成し提出すること。監督員より計画工程表に問題があると指摘された場合は、打合せのうえ修正すること。計画工程表は、工事着手から完成に至る工事全般

の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。提出は施工計画書に綴ること。

- (a) 主要な施工図、施工計画書（搬入・試験を含む）、施工要領書などの作成・提出・承認の日程
計画工程表に変更の必要が生じた場合は、監督員に報告すること。
- (b) 官公署、電気、ガス、電話事業者への届出など手続の日程
- (c) 建築主事・所轄消防署その他の関係機関による中間検査など関係法令に基づく官公署の諸検査の日程
- (d) 完成時の諸検査の日程
- (e) 部分使用・部分引渡の日程及び関係する諸検査の日程
- (f) 出来高予定
- (g) 関連工事の主要な工程
- (h) その他、工事の進行に関する重要事項（受電、停電切替など）
- (i) 監督員より指示された事項

(1 1) 施工図

施工図の作成に先立ち、提出予定の施工図の一覧表を作成すること。また、実際の現場の仕上がりと同じとなるように、正確な位置、経路、サイズ、形状、寸法を反映し、施工図を作成すること。

(1 2) 他工事について

他工事が同時期に並行して施工される場合は、当該工事の受注者間における工程管理、作業範囲の取り合い、安全管理、周辺環境対策等の調整を目的とした安全協議会等を設置することにより、連絡、調整、協力体制を確立し、互いの工事の全容を把握し、工事を完成させること。

現在、判明している他工事は無いため、契約後に判明の都度、発注者が受注者に連絡する。

(1 3) 発生品

工事により発生した産業廃棄物は適法に処分すること。また、工事により発生した有価物は、有価物として処分すること。

(1 4) 浄化センターの機能、機能の一部が停止する切替作業について

- ・日永浄化センターから多量の流入水が予想されると連絡があった場合は、切替作業を行わないこと。
- ・日永浄化センターは公共性の高い施設であるため、工事中においても、浄化センターの運転を優先することがあるため、応じること。

- ・切替時期は、日永浄化センターに相談し許可された期間とする。
- ・切替時間は、日永浄化センターに相談し許可された時間とする。

(15) 完成図書

完成図書については、完成した工事に関する情報が、維持管理及び保守点検が容易であることや、将来の改修などのための情報として使用することを目的としているため、いつ誰がみても同じ解釈ができ、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。なお、監督員の指示するものは、指定のソフトにより作成し、電子的媒体によるデータファイルを添えて提出すること。完成図書と工事書類が収納できるコンテナボックス（蓋付き、側面透明）収納し提出すること。

(16) 予備品

- ・予備品は、コンテナボックス（折りたたみ式、側面透明、蓋付き）に納めること。
- ・品名・数量・型番等を明確にしたリスト（完成図書の予備品の内容と同様とする）を同梱すること。

(17) 取扱説明会

市職員と浄化センター職員に取扱説明書を配布し、取扱説明会を開催すること。

(18) 市から貸与された図書等

市から貸与された図書、CADデータ及び提供された資料は、工事目的外に利用してはならない。

第3節 工事範囲

1. 新設工事

- (1) 第3章にあげる機器製作及び据付工事
- (2) 機械設備の配管工事（汚泥、脱臭、給水等）
- (3) 配管サポート製作据付、架台制作据付、機器基礎等築造工事
- (4) 機器等への接地工事
- (5) 機器への電気配線配管工事
- (6) 試運転・調整（単体・組合せ・総合）
- (7) 機器等の搬入
- (8) 付帯工事及びその他工事目的達成に必要な事項

2. 撤去工事

- (1) 第4章にあげる配管の撤去工事

- (2) 有価物はリサイクル処理すること。
- (3) 付帯工事及びその他工事目的達成に必要な事項を行う。

3. 新設及び撤去工事における共通事項

- (1) 本工事に必要とする仮設工事は本工事の範囲とする。
- (2) 本工事の必要な搬出入及び建設機械の手配を行う。
- (3) 工事で発生した産業廃棄物の処分を行う。
- (4) 新設、撤去工事に伴う床、壁、蓋等の補修を行う。
- (5) 貫通処理（防火区画処理を含む）工事
- (6) 付帯工事及びその他工事目的達成に必要な事項を行う。

第4節 留意事項

- (1) 本工事は、稼動中施設の工事であり、施設運転停止等の施設運転に及ぼす影響は最小限に留めること。
- (2) 切替にあたっては、計画書を作成し、市の了解をもって決定とする。その際は維持管理に支障をきたさぬように配慮すること。切替後は、復旧を適切に行い、問題無く施設の運転ができていないか必ず確認すること。
- (3) 施工にあたっては、建物、既設設備や据付機器等に損傷のないよう養生等を充分に行い実施すること。万が一損傷等あった場合は受注者の負担で復旧をすること。
- (4) 有資格作業は有資格者が証明できるものを携帯し作業を行うこと。
- (5) 施工中は、適宜、片付けや清掃を行い、整然とした状態を保つこと。
- (6) はつり、コア抜き又はアンカー打設を行う際は、隠蔽物（鉄筋、電線管等）を十分調査し破損しないように注意すること。万が一破損等あった場合は受注者の負担で復旧をすること。
- (7) 酸素欠乏等の危険箇所と判断される場合については、作業前、当該作業場所における酸素濃度測定、硫化水素濃度測定を行うこと。また作業中も人体に有害な影響を及ぼす恐れのある濃度に変化していないか定期的に同様の測定をし、換気設備を設けるなどの対策を行い万全を期すること。
- (8) 施工場所や開口等の危険箇所は、必ず区画や危険表示、養生等を行い、工事エリアを明解にし第三者や運転員等の安全を確保すること。

第3章 機器仕様

第1節 対象機器

・汚泥スクリーン設備	1基
・3系統汚泥濃縮設備コントロールセンタ機能増設	1式
・3系統汚泥濃縮設備補助継電器盤機能増設	1式
・3系統水処理設備（1）補助継電器盤機能増設	1式
・3系統水処理設備（2）補助継電器盤機能増設	1式
・3系統汚泥濃縮設備コントローラ機能増設	1式
・DSP監視制御装置機能増設	1式
・LCD監視制御装置機能増設	1式
・LCD監視制御装置機能増設	1式

第2節 共通仕様

機器は、本章及び第2章第2節1. 一般事項（1）本工事において準拠する基準に準じ、承認図において決定すること。

施設全体のシステムを理解し、最適な製作、据付を行うこと。

第3節 機器仕様

（1）汚泥スクリーン設備

1. 使用目的

本装置は、汚泥中の比較的細かい夾雑物を阻止し、かき揚げ及び脱水処理したうえで、コンテナを用いて搬出することを目的とする。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	脱水機構付ドラム状スクリーン	
(2) スクリーン	外径約 780 mm×機長約 2,900 mm	
(3) 処理量	2.2 m ³ /min	
(4) 目幅	5 mm	
(5) 電源	3φ×60Hz×200V×1.5 kW	
(6) 数量	1基	

3. 構造概要

本装置は、スクリーン、スクリーコンベヤ、洗浄装置、脱水装置、駆動装置等よりなり、汚泥中の比較的細かい夾雑物を阻止し、かき揚げ、更に洗浄、脱水するものである。

4. 製作条件

- (1) 本装置の各部の強度は、十分な安全率をとるものとする。
- (2) 本装置は、一体構造とし、据付けが容易な構造とする。
- (3) スクリーンの強度は、水位差及び流入浮遊物、流入量等を考慮すること。

5. 各部の構造

(1) 駆動装置

- 1) 駆動装置は、電動機直結型サイクロ減速機、ウォーム減速機等を使用し、駆動軸への伝達は、ギヤ伝達又はカップリング等による直結構造とする。
- 2) ギヤ伝達による場合は、ギヤボックスを設けること。
- 3) 電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自力形、連続定格とする。

(2) スクリーン

スクリーンは、円筒形ステンレス製とし、し渣が固着しないよう表面を滑らかに仕上げたものを等間隔に配列するものとする。

(3) レーキ

- 1) レーキは、スクリューコンベヤと同軸に接続され、回転運動によりスクリーンのし渣を円滑にかき取るものとする。レーキによってかき取ったし渣は、スクレーパによりスクリューコンベヤにかき落される構造とする。
- 2) レーキは、スクリーンにし渣のかき残しのない構造とする。

(4) スクリューコンベヤ

- 1) 軸とスクリュー羽根の接続は、溶接構造とし、し渣・スカムを効率よく搬出できる形状とする。
- 2) スクリューコンベヤ上部には、し渣・スカムの内圧に十分耐える密閉構造の脱水部を設けるものとする。脱水部には内部の点検が可能な点検口及び脱水ろ液受け、ケーシング内が洗浄できる洗浄管を設けること。

(5) 軸及び軸受

- 1) スクリュー軸は、ステンレス製とし、発生応力に対して十分な強度を有するものとする。
- 2) 軸受は、強度、耐摩耗性を考慮したものとする。

(6) 洗浄装置

スクリューコンベヤし渣・スカム投入部には、圧力水によりし渣等の洗浄が行える洗浄ノズルを設けるものとする。

(7) シュート

- 1) し渣・スカム搬出部には、ステンレス製のシュートを設け、搬出し渣等が停留することなく排出できる構造とし、臭気ダクト接続口を具備するものとする。
- 2) シュートは、コンテナへのし渣搬出に応じ接続金具を設ける等適当な形状とするものとする。

3) 臭気漏れを塞ぐため、コンテナ、台車を収めることが可能な格納箱を設けること。また、コンテナ、台車の出し入れが容易に可能な扉を設けること。

(8) クローズド型ユニット槽

1) ポンプ圧送等による場合で、本スクリーンとの接続が配管による場合は、スクリーン本体を収納するクローズド型ユニット槽を具備するものとする。

2) 槽は、ステンレス製密閉構造とし、流入管接続口、流出管接続口（2か所）、越流管接続口、臭気ダクト接続口、点検口を具備するものとする。

3) スクリーン前部には、電極棒（10A、3P）を設け、機器の運転制御、オーバーフローの検知を行うものとする。

6. 使用材料

(1) スクリーン	SUS304
(2) レーキ	SUS304
(3) スクリューコンベヤ	SUS304
(4) シュート	SUS304
(5) クローズド型ユニット槽	SUS304

7. 保護装置

(1) 機械的保護装置

減速機内蔵トルクリミッタ（サイクロ減速機使用時）

(2) 電氣的保護装置

瞬時要素付過電流検出器（機械的保護装置のない場合）

8. 運転・操作概要

(1) 操 作

現 場 ———— 手 動（正転・停止・寸逆）
 — 自 動

(2) 自動運転

- 1) 起動指令 ———— タイマ
 — スクリーン上流側水位
 — 生汚泥引抜ポンプ
- 2) 起動条件 ———— 保護継電器不動作
- 3) 連動機器 ———— 洗浄水弁

3) 運転方案

別添の運転方案を基に詳細を市と打ち合わせ決定すること

9. 試験・検査

一般事項については機械設備工事一般仕様書による。

10. 塗 装

機械設備工事一般仕様書による他、次の点に留意すること。

(1) 内 面

エポキシ樹脂系 (150 μ m 以上)

11. 据付け

機械設備工事一般仕様書による他、次の点に留意すること。

- (1) フレーム及びスクリーンは指定された角度に正確に据え付けること。
- (2) 据付けは、アンカーボルトにより強固に躯体に取り付けるものとする。

12. 他工事との区分

特になし。本工事にて行う。

13. 標準付属品

- (1) アンカーボルト・ナット 1 式
- (2) 洗浄配管 (元弁、電動弁、バイパス共) 1 式
- (3) 特殊分解工具 1 式
- (4) クローズド型ユニット槽 1 式
- (5) 台車、コンテナ 各 2 台

1) 仕 様

SUS 製コンテナ
容 量 : 0.5 m³

2) 各部の構造

- ① コンテナは、原則として角型とし、底板に穴あき板を使用するなど水分が滞留しない構造とする。
- ② コンテナは、単独で吊上げることができる構造とし、吊上げた状態で任意に放荷できるものとする。
- ③ 台車は、4 個のキャスター付き (ストッパ付) とし、し渣が入ったコンテナを搭載した状態で、人力で容易に移動できるものとする。
- ④ 台車の床板は、流水勾配と全周縁付とし、コンテナから流出した水分を集めて任意に排出できるものとする。

3) 使用材料

- ① コンテナ SUS304
- ② 台 車 SUS304

4) 標準付属品

- ① コンテナ吊金具 1 式
- ② コンテナ開閉装置 1 式
- ③ 水抜きバルブ、ノズル、ホース 1 式

- (6) コンテナ、台車用チェーンブロック 1 台 (ただし汚泥スクリーン点検用チェーン

1) 仕様

屋外自立防雨形

参考寸法：650 mmW×350 mmD×1850 mmH

※脱水機構付ドラム状スクリーン製造者以外の者が製作する場合は、脱水機構付ドラム状スクリーン製造者の承諾を受けること。

※脱水機構付ドラム状スクリーン製造者も正常に動作することを確認すること。

2) 各部の構造

- ① 中扉には、表示灯、電流計、運転時間積算計、操作スイッチを具備するものとする。
- ② 内部には、配線用遮断器、電磁開閉器、変圧器、PLC、端子台等を配置するものとする。電源用避雷器、スペースヒータ、照明、コンセントを具備するものとする。
- ③ 外部出力は、自動選択、一括警報、流入水位異常高、運転中を参考とする。

3) 使用材料

- ① 本体 SUS304(2.0 mm 以上)
- ② 扉 SUS304(2.0 mm 以上)
- ③ 中板 SUS304(2.0 mm 以上)

4) 塗装

- ① 外面
ポリウレタン樹脂系 (70 μm 以上)
- ② 内面
ポリウレタン樹脂系 (50 μm 以上)

5) その他付属品

- ① ヒューズ 取付け数の 100 %
- ② ランプ 取付け数の 100 % (LED の場合は各色 1 個)
- ③ 補助リレー 取付け数の 5 % (最低 1 個)

14. その他付属品

- (1) グリース (16kg) 1 缶

(2) 3 系統汚泥濃縮設備コントロールセンタ機能増設 1 式

1. 機能増設内容

汚泥スクリーン設備設置に伴い、以下のユニットの増設を行う。

電源送り E L R 付 5 0 A F 1 台

(3) 3 系統汚泥濃縮設備補助継電器盤機能増設 1 式

1. 機能増設内容

汚泥スクリーン設備設置に伴い、回路増設を行う。

2. 増設機器

補助継電器 1式

その他必要なもの 1式

(4) 3系統水処理設備(1)補助継電器盤機能増設 1式

1. 機能増設内容

汚泥スクリーン設備設置に伴い、回路変更を行う。

2. 増設機器

回路変更に必要なもの 1式

(5) 3系統水処理設備(2)補助継電器盤機能増設 1式

1. 機能増設内容

汚泥スクリーン設備設置に伴い、回路変更を行う。

2. 増設機器

回路変更に必要なもの 1式

(6) 3系統汚泥濃縮設備コントローラ機能増設(SQCOD1~2) 1式

1. 機能増設内容

汚泥スクリーン設備設置に伴い、入出力装置及びソフトウェアの機能増設を行う。

2. 増設機器

入出力点数 DI/O 機能増設 約6点程度

その他必要なもの 1式

(7) DSP監視制御装置機能増設(DSP1) 1式

1. 機能増設内容

汚泥スクリーン設備設置に伴い、監視項目及びグラフィック画面等の機能増設を行う。

2. 増設機器

入出力点数 DI/O 機能増設 約5点程度

その他必要なもの 1式

(8) LCD監視制御装置機能増設(2M-LCD01~02) 1式

1. 機能増設内容

汚泥スクリーン設備設置に伴い、監視項目及びグラフィック画面等の機能増設を行う。

2. 増設機器

入出力点数 DI/O 機能増設 約5点程度

その他必要なもの 1式

(9) LCD監視制御装置機能増設 (LCD4、ECD04) 1式

1. 機能増設内容

汚泥スクリーン設備設置に伴い、監視項目及びグラフィック画面等の機能増設を行う。

2. 増設機器

入出力点数 DI/O 機能増設 約5点程度

その他必要なもの 1式

第4節 留意事項

- ・ (2)～(9)の機器の機能増設にあたっては、既設製造者(株式会社明電舎)の承諾を受けること。
- ・ (2)～(9)の機器は、既設製造者(株式会社明電舎)も試運転を行い正常に動作することを確認すること。

第4章 施工仕様

§ 1 鋼製加工品類

1. 鋼製加工品仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	材 質	数 量	備 考
1	汚泥スクリーン 点 検 架 台	汚泥分配槽 上部(屋外)	参考図参照	SS400+Zn	1 式	
2	汚泥スクリーン チェーンブロック用 レ ー ル	汚泥分配槽 上部(屋外)	I-200×100	SS400+Zn	1 式	
3	配管サポート	汚泥分配槽 上部(屋外)	参考図参照	SUS304	1 式	

2. 適用

第2章 第2節 1. 一般事項 (1) 本工事において準拠する基準による。

3. 特記事項

1) 詳細は、参考図による。

§ 2 基礎工

1. 基礎工仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	数 量	備 考 (防食塗装、防水等)
1	汚泥スクリーン 基 礎	汚泥分配槽上部 (屋外)	1 式	
2	汚泥スクリーン 動力制御盤基礎	汚泥分配槽上部 (屋外)	1 式	
3	汚泥スクリーン 点検架台脚部基礎	汚泥分配槽上部 (屋外)	1 式	
4	配管サポート 脚 部 基 礎	汚泥分配槽上部 (屋外)	1 式	

2. 適用

第2章 第2節 1. 一般事項 (1) 本工事において準拠する基準による。

3. 特記事項

1) 詳細は、参考図による。

§3 配 管

1. 配管仕様、弁仕様及び施工範囲

番号	配管名	材 質	施工範囲 (A、φ)	施工範囲 (~)	備 考 (配管被覆等)
1	汚泥流入管	SUS	200A	既設取合部 ～ 汚泥スクリーン	仕切弁 S C S
2	汚泥流出管	SUS	250A	汚泥スクリーン ～ 汚泥分配槽	仕切弁 S C S
3	オーバーフロー管	SUS	250A	汚泥スクリーン ～ 汚泥分配槽	
4	洗 浄 水 管	SUS	25A	既設取合部 ～ 汚泥スクリーン	被覆 (保温材+ス テンレス鋼板カ バー) 仕切弁 S C S

2. 適用

第2章 第2節 1. 一般事項 (1) 本工事において準拠する基準による。

3. 特記事項

1) 詳細は、参考図による。

§ 4 脱臭用風道及びダンパ

1. 仕 様

脱臭用風道

名 称	材 質	寸 法	数 量	施工範囲 (~)	備 考 (A、B仕様等)
脱臭ダクト	FRP	φ 100 ～ φ 125	1 式	汚泥スクリーン ～ 既設取合部	風量測定口を設 けること
ダ ン パ	FRP	φ 100	1 式	ダクト	
たわみ継手	塩ビ製	φ 100	1 式	ダクト	

2. 適用

第 2 章 第 2 節 1. 一般事項 (1) 本工事において準拠する基準による。

3. 特記事項

1) 詳細は、参考図による。

§ 5 撤去工事

1. 配管仕様、弁仕様及び施工範囲

番号	配 管 名	材 質	施工範囲 (A、φ)	施工範囲 (~)	備 考 (配管被覆等)
1	汚泥流入管	SUS	200A	既設取合部	
2	脱臭ダクト	FRP		既設取合部	

2. 適用

第 2 章 第 2 節 1. 一般事項 (1) 本工事において準拠する基準による。

3. 特記事項

1) 詳細は、参考図による。

§ 6 施工上の留意事項

(1) 位置等の決定

機器の据付、配管及び配線経路の詳細な位置の決定は、あらかじめ設置目的、維持管理スペース、安全等考慮のうえ、施工図を作成し、施工図の承諾申請書を提出し、監督員の承諾を受けること。

(2) 耐震処理

機器等は、特に地震力、動荷重に対して、転倒、横滑り、脱落、破損等を起さないよう十分な強度を有する基礎ボルトで建築スラブに強固に固定すること。なお、耐震計算書を提出すること。

本施工に対する耐震対策は「下水道施設地震対策指針」、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」等に準ずる。

(3) 電線、ケーブル

- ・垂直方向のダクト、ケーブルラックへの結束は頑丈な紐で行う。
- ・結束バンドは、耐候性とする。
- ・名称札を取り付けること。明記する項目は、経路（例 自：○○盤 至○○制御盤）、線種（例：600V-CE-3.5sq-3C）、工事名、受注者、完成年度とする。取付箇所は、両端、ハンドホール内、プルボックス内、ダクト内、部屋の出入り口とする。
- ・埋設管の上部に埋設表示杭を設置すること。設置箇所は、両端、曲がり部とする。

(4) 電線管、ケーブルラック、配線ダクト

- ・既設の電路に余裕がある場合は、使用可能とする。ただし、将来、濃縮汚泥槽の増設を予定しているため、その配線スペースは残すこと。
- ・プルボックスにカッティングシートを用いて用途表示を行うこと。用途項目は、受変電、運転操作、計装、監視制御とする。

(5) 銘板

- ・以下の施工銘板を取り付けること
記載項目：工事名、受注者、完成年月
材 質：アクリル製
取付箇所：動力制御盤扉の裏面、汚泥スクリーン本体部
- ・以下の製造者銘板を取り付けること
記載項目：機器名称、製造者、製造年月、製造番号のほか製造者の仕様
材 質：製造者の仕様

取付箇所：動力制御盤扉の裏面、汚泥スクリーン本体部

(6) 維持管理への配慮

維持管理が容易にできるような、配管、配線経路とすること。

(7) 機械設備配管

- ・カッティングシートを用いて用途表示を行う。
- ・カッティングシートを用いて流れ方向表示を行う。
- ・用途に応じた色で塗装を行う。色は既設に合わせる。

第5章 材料仕様

(1) 共通

1. 適用

第2章 第2節 1. 一般事項(1) 本工事において準拠する基準による。

(2) 電線類

1. ケーブル・電線の種類

- ・エコマテリアル仕様を使用すること。

(3) 電線管・ケーブルラック

1. 配管

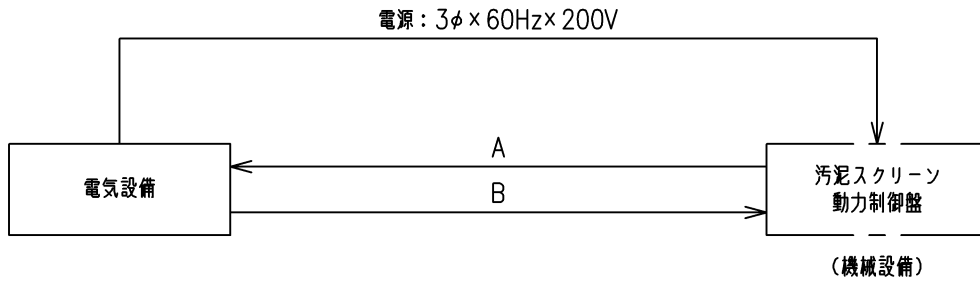
- ・屋内の露出配管はH I V Eとする。
- ・屋外の露出配管は厚鋼の溶融亜鉛メッキ仕上げ（亜鉛付着量 300g/m² 以上）
- ・屋外のプルボックスは、ステンレス製防水型とする。

第6章 運転方案

本運転方案を十分理解し（操作場所，表示方式，操作モード等），発注者の要望、浄化センター場職員の要望をもとに検討する。その後、承諾申請図を提出し、監督員の承諾を受けシーケンス回路を構築すること。

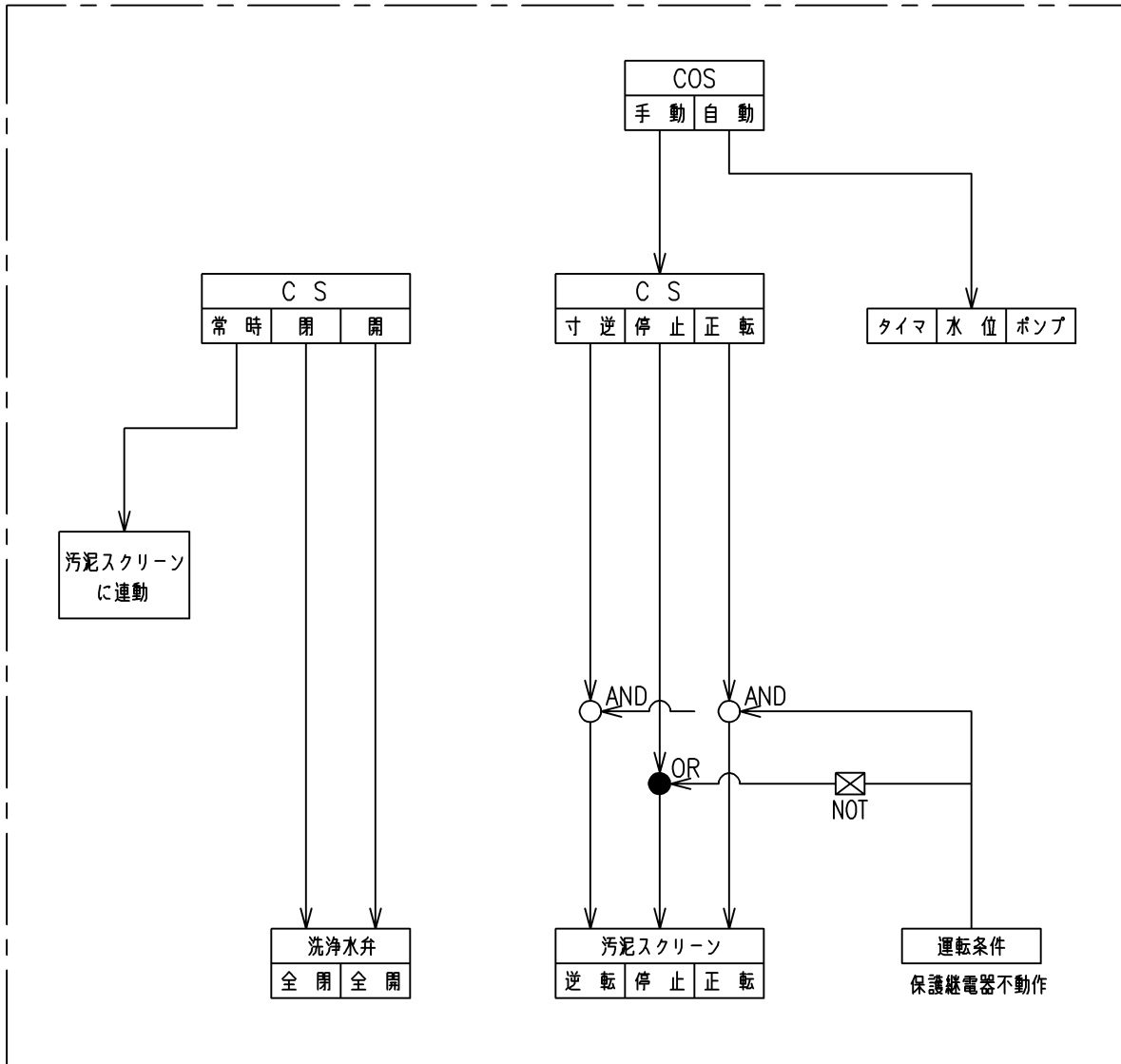
日永浄化センター 汚泥スクリーン設置工事 運転方案

機器名称	汚泥スクリーン	今回	1台	全体	1台	容量	1.5kW
------	---------	----	----	----	----	----	-------



- A: (1) 自動選択
 (2) 一括警報
 (3) 流入水位異常高
 (4) 運転中
- B: (1) 第3,4系統生汚泥ポンプ運転

汚泥スクリーン動力制御盤 (機械設備)



特例監理技術者等の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、（1）～（12）の要件を全て満たさなければならない。ただし、兼務する工事は特例監理技術者の配置が可能な工事であること。（兼務する工事の発注機関に技術者の配置について確認済であること。）
 - （1） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3） 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4） 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までであること。
 - （5） 低入札工事でないこと。
 - （6） 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
 - （7） 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、四日市市内であること。ただし、兼務する工事現場間を直線で結んだ距離が概ね10km以内である場合は、この限りではない。
 - （8） 公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
 - （9） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - （10） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （11） 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
 - （12） 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等選任（変更）通知書に加えて、（9）～（12）についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。